



はいさい

編集企画・発行
 沖縄防衛局
 総務部報道室
 〒904-0295
 嘉手納町字嘉手納290番地9
 TEL (098) 921-8131
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

一川防衛大臣来沖



稲嶺名護市長との会談



記者会見の様子

目次

一川防衛大臣来沖	2
平成23年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式	3
日米防衛相会談の概要について	4
沖縄県知事に対する「平成23年版防衛白書」等の説明について	4
第14回防衛セミナーの開催	5
与那国町における沿岸監視部隊等の配置等に係る住民説明会を実施	6
糸満市与座区においてFPS-5レーダー整備に伴う住民説明会を実施	7
普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査結果について	8
キャンプ桑江の原状回復について	9
特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の追加指定等について	9
防衛施設周辺対策事業	10
沖縄県周辺海域における制限水域について	11
那覇防衛事務所だより	12
お知らせ	12

一川防衛大臣は十月十六〜十七日、大臣就任後初めて沖縄県を訪れ、仲井眞県知事と会談(中央写真)したのをはじめ、普天間飛行場の移設先として日米合意しているキャンプ・シュワブなどを視察するとともに、稲嶺名護市長等と会談(左写真)しました。

更に一川防衛大臣は十一月十一日〜十二日、米軍再編実施のための日米ロードマップ(平成十八年五月)に示されている嘉手納飛行場以南の返還対象六施設・区域等の視察等のため、二度目となる沖縄訪問を行いました。

(関連記事二ページ)

一川防衛大臣初来沖 (平成23年10月16日~17日)

一川防衛大臣は10月17日早朝、沖縄本島南部の平和祈念公園で戦没者墓苑に献花後（写真右）、県庁で仲井眞知事と会談しました。

仲井眞知事からは米軍基地の整理・縮小、米軍による事件・事故、公害・騒音の大幅な低減、日米地位協定の見直しを三つの課題として挙げるとともに、一川防衛大臣に対し要望書が手交されました。（写真下）

これに対し大臣は、「戦後66年が経過している中で、未処理案件が多くあり、県民にとっても大きな課題だと認識している。要望書の中身をしっかりと検討し、真摯に対応したい」旨述べました。



平和祈念公園での献花

また、一川防衛大臣は、普天間飛行場の移設問題について、政権交代後に行った検証作業に関し、沖縄県民に大変なご迷惑をかけたこととお詫びする旨述べるとともに、環境影響評価について、年内に評価書を提出できるよう準備を進めている旨説明しました。負担軽減措置については、米側の考え方を確かめながら、また、県民の思いも受け止め、10月下旬の米国防長官との会談に臨みたい旨述べました。



要望書を手渡す仲井眞知事

一川防衛大臣2度目の来沖 (平成23年11月11日~12日)

一川防衛大臣は、米軍再編実施のための日米ロードマップに示された嘉手納飛行場以南の返還対象の6施設・区域を視察するとともに仲井眞知事、地元市町村長らと会談しました。

一川防衛大臣は11月12日朝、仲井眞知事と意見交換をしました。その後、那覇港湾施設、牧港補給地区を視察、現地司令官らから説明を受けました。次に普天間飛行場に移り基地の概要説明を受け、周辺地区を徒歩で回り、米須宜野湾市副市長、新城区自治会長らから実状を聴取しました。

午後からは、基地所在の那覇市など4市町村長らと意見交換をしました。次にキャンプ瑞慶覧を訪れ、在沖米軍四軍調整官代理から基地の概要説明を受けたのち、キャンプ桑江、陸軍貯油施設、嘉手納飛行場を視察し、第18航空団副司令官から概況説明を受けました。

一川防衛大臣は最後に沖縄防衛局で業務報告を受け、同局において記者会見し、「沖縄の負担軽減が大きな課題となっている。嘉手納以南の6箇所の米軍施設などの実態や周辺の状況を自分の目で確かめた」と今回の視察の意義を述べました。



4市町村長との意見交換



現地司令官等からの説明



普天間飛行場周辺地区を視察

平成23年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式



10月19日、防衛省及び在日米軍の共催により、沖縄県内の米軍基地に勤務する在日米軍従業員の永年勤続者表彰式が、宜野湾市のラグナガーデンホテルで行われました。

在日米軍側からは第18航空団司令官らが出席し、来賓として沖縄県知事代理商工労働部長、沖縄県議会副議長、在沖縄米国総領事、全駐労沖縄地区本部執行委員長らが出席しました。

沖縄県内の米軍基地に勤務する在日米軍従業員数は約9,200名で、本年度は、勤続年数10年、20年、30年、及び40年を迎えた727名が表彰を受けました。

表彰式典では、在日米軍沖縄地域調整官代理として第18航空団司令官から式辞があり、「従業員の皆様の永年にわたる献身的なご功労に感謝の意と心からお祝い申し上げます。本日、皆様の人生において特別な日をともに迎えることができ、大変名誉に感じます。私たちは、日米安全保障条約の責務を果たすため、相互に協力し、同時に友情を育み、異なった文化から意見交換し、より良き隣人となります。在日米軍に勤める従業員の皆様は、わたしたちが倣うべきすばらしい模範です。永年にわたる皆様の献身的なご功労に心よりお礼申し上げます。」と述べました。

続いて各軍等それぞれの受賞者の代表者へ表彰状が授与され、記念品が贈呈されました。その後、来賓の方々から祝辞をいただき、受賞者代表による謝辞が述べられました。



表彰状の授与



受賞者代表による謝辞

日米防衛相会談の概要について

10月25日、一川防衛大臣とパネッタ米国防長官の会談が、防衛省において行われました。以下、在日米軍再編関連部分の概要を紹介します。

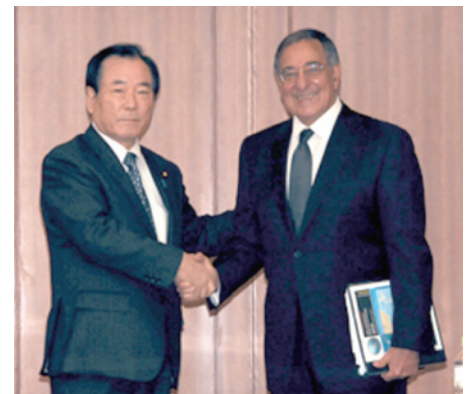
○ 在日米軍再編

(1) 普天間飛行場の移設問題

一川防衛大臣から、年内には環境影響評価書を提出できるよう準備を進めている旨説明したところ、パネッタ長官からは、日本側の努力を評価する、米側としても、引き続き普天間飛行場の移設に関して進展させるよう取り組んでいきたい旨発言した。両閣僚は、日米合意に基づいて、沖縄の理解も得ながら、普天間飛行場の危険性を早期に除去し、同飛行場の移設・返還を可能な限り早く進めていくことで一致した。また、一川防衛大臣から、沖縄における影響の緩和について米側の一層の協力を要請した。

(2) 在沖米海兵隊のグアム移転

一川防衛大臣より、日本政府は、厳しい状況の中で必要な予算をきちんと確保してきているところ、米側においても、日米合意に基づいて、所要の予算を確保するとともに、各種移転事業を速やかに、かつ継続的に実施されるよう協力を求めた。パネッタ長官からは、グアム移転事業を進めるためには、普天間飛行場の代替の施設の完成に向けた具体的な進展を得ることが重要であるが、両国で互いに協力していきたい旨発言があった。



一川防衛大臣 パネッタ米国防長官

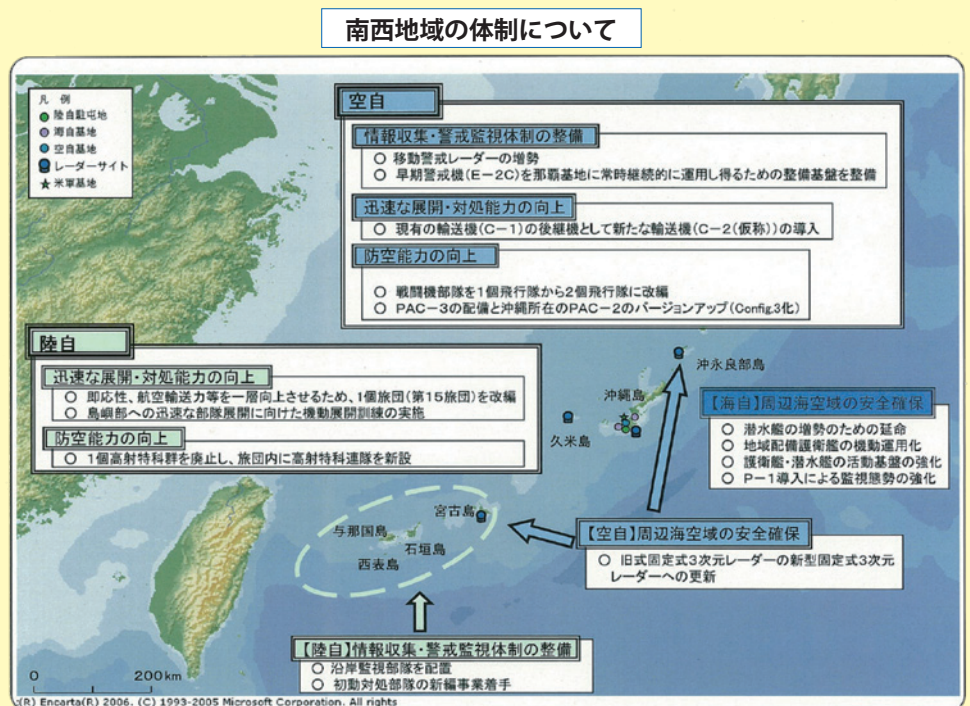
なお、日米防衛相会談の概要及び日米防衛相会談共同記者会見の概要については、防衛省ホームページに掲載しておりますので、そちらを御覧ください。防衛省ホームページアドレス:<http://www.mod.go.jp/index.html>

沖縄県知事に対する「平成23年版防衛白書」等の説明について

平成23年版の防衛白書について、11月17日、当局から仲井眞沖縄県知事に対し説明を行いました。特に、白書の中で特集として取り上げている東日本大震災に対する防衛省・自衛隊の対応については、在沖自衛隊の現地での活動状況について、また、南西地域の防衛体制強化については、与那国島への沿岸監視部隊の配置等に係る平成24年度予算概算要求の概要や南西地域における自衛隊の様々な任務や地元との交流等について説明しました。

これに対し、知事から東日本大震災における在沖自衛隊の活動等について評価するとともに、与那国島への沿岸監視部隊の配置等については、地元で丁寧な説明を求める旨の発言がありました。

なお、防衛白書の内容については、防衛省のホームページ (<http://www.mod.go.jp/>) に掲載しておりますのでそちらをご覧ください。



第14回防衛セミナー開催

沖縄防衛局では、11月24日、嘉手納町の中央公民館大ホールにおいて、197名の方々に来場していただき、第14回防衛セミナーを開催いたしました。

今回の防衛セミナーは、第1部では防衛省防衛政策局防衛政策課 島田和久課長を講師として、「わが国を取り巻く安全保障環境」をテーマに、北朝鮮による延坪島（ヨンピョンド）砲撃事件、中国海軍艦艇の海洋活動の活発化などの注目すべき動きを含め、最近の国際情勢について、平成23年防衛白書の内容を基に写真等も使用し分かりやすく説明して頂きました。

また、第2部では、防衛大学の山口昇教授を講師として、わが国周辺の安全保障環境について、元陸上自衛隊のヘリコプターパイロットでもあった同教授の独自の視点から分析した北朝鮮、中国、ロシア等の軍事情勢、東日本大震災からの日米同盟にとっての教訓等について詳しく説明して頂きました。

質疑応答については、沖縄防衛局ホームページに掲載予定です。

なお、次回の防衛セミナーは、来年2月中旬頃「自衛隊国際協力開始20年にあたって」をテーマに開催することを計画しています。詳細については、追ってホームページ等でお知らせします。



与那国島における沿岸監視部隊等の配置等に係る住民説明会を実施

沖縄防衛局はこれまで、地元自治体等に対し、新大綱及び新中期防の内容等について説明を行ってまいりました。

本年7月12日には、与那国町久部良地区多目的集会施設において、「南西地域の防衛態勢充実等に係る町民説明会」を町主催で実施し、多くの町民のご出席をいただきました。

また、本年9月末、与那国島における陸上自衛隊の沿岸監視部隊の配置及び航空自衛隊の移動警戒隊の展開のために必要な用地の取得などを実施するための予算概算要求を行い、候補地の検討を進めてきたことを踏まえ、11月17日、与那国町嶋仲公民館において第2回住民説明会を実施し、約120名の方に参加して頂きました。

この説明会は防衛省と与那国町が共同で開催し、防衛省からは、青柳防衛計画課長、島施設整備課企画官、陸上幕僚監部梅田防衛調整官、航空幕僚監部内倉防衛課長、沖縄防衛局森田企画部長が出席し、①与那国島への部隊配置について、②陸上自衛隊の沿岸監視部隊とは、③航空自衛隊の移動警戒隊とは、④候補地について、ご説明させて頂きました。

説明会では、防衛省からの説明を受け、活発な質疑応答がかわされ、また、様々な立場からのご意見・ご要望なども出されました。

防衛省としては、沿岸監視部隊の設置について、新中期防の期間末である平成27年度末までの間に完了したいと考えており、同部隊の配置計画について、与那国町等と調整しつつ、出来る限り多くの住民の方々のご理解を得られるよう努力して参りたいと考えております。



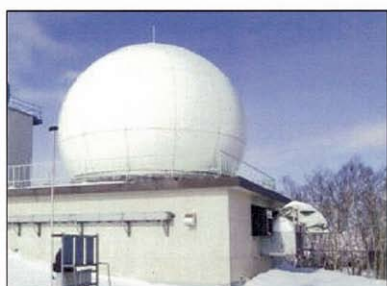
説明会の様子

沿岸監視部隊とは

北海道の沿岸監視部隊の規模は100人程度であり、沿岸レーダーなどを装備し、付近を航行・飛行する艦船や航空機を沿岸部から監視することが任務の部隊です。

この他、災害派遣の任務や必要に応じて町と協議し、各種支援も実施しています。

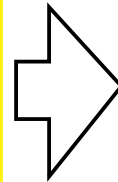
沿岸監視隊の器材のイメージ (既存部隊の例)



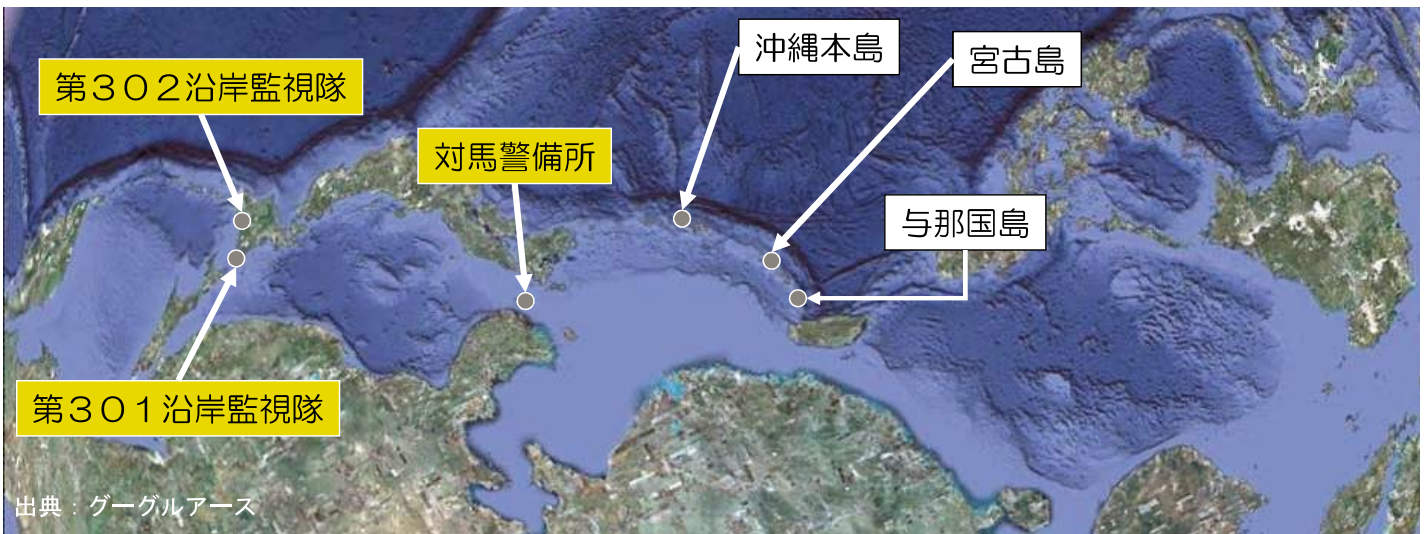
沿岸監視部隊の与那国島への配置

○沿岸監視部隊配置の要件

- 領海、領空の境界に近い地域
- 加えて、
- 必要な地積
- 社会基盤（電力・通信・上下水道など）



**最西端の
「与那国島」**



糸満市^{よざ}与座区においてFPS-5レーダー整備に伴う住民説明会を実施

現在、糸満市に所在する航空自衛隊与座分屯基地においては、老朽化したFPS-2レーダーにかえて、弾道ミサイルの警戒監視も可能な新型レーダー（FPS-5レーダー）の整備を進めています。

このレーダーの整備に関して、10月26日の地元^{よざ}与座区の住民説明会（於：与座区コミュニティ・センター、区民90名以上が出席）において、航空自衛隊与座分屯基地及び沖縄防衛局から新型レーダーの概要、レーダーの安全性等について説明を行い、レーダーの発する電磁波に対する懸念等について質疑応答を行いました。

当局としては、今後とも南西地域の防衛態勢充実等に係る事業の進捗に向けて、部隊とも協力しつつ、地元の皆様のご理解が得られるよう努力して参りたいと考えています。

主な質疑応答は以下のとおりでした。

Q レーダーの電波は人体に影響しないのですか。

A 影響ありません。

FPS-5レーダーが使用する電波は、例えば空港の管制に使用される電波と同じ非電離放射線であり、レントゲンなどのX線やγ線のように細胞を直接傷つける可能性がある電離放射線ではなく、決して人体や環境を汚染するものではありません。

Q レーダーの電波はテレビ、ラジオ及び携帯電話等に影響しないのですか。

A 影響ありません。

テレビ、ラジオ及び携帯電話等の使用等を阻害することがないように電波管理当局（総務省）と事前に電波の強度等に関し調整を行ったうえで電波を使用しますので、FPS-5レーダーによる電波障害は発生しません。



説明会の様子（与座区コミュニティ・センター）



工事中のFPS-5レーダー

普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査結果について

防衛省は、普天間飛行場周辺の住民等から、平成19年8月の「普天間飛行場に関する場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）に記載されている場周経路等が守られていないとの指摘があること等を踏まえ、飛行状況の客観的なデータを把握するため、平成22年1月から継続的な調査を実施しております。

平成22年1月から平成23年3月までの飛行状況調査結果を取りまとめ、これについて専門的知見を有する者（自衛隊ヘリパイロット及び管制官）の所見も徴し、本年10月6日、当局において普天間飛行場の回転翼機の航跡調査結果について公表いたしました。

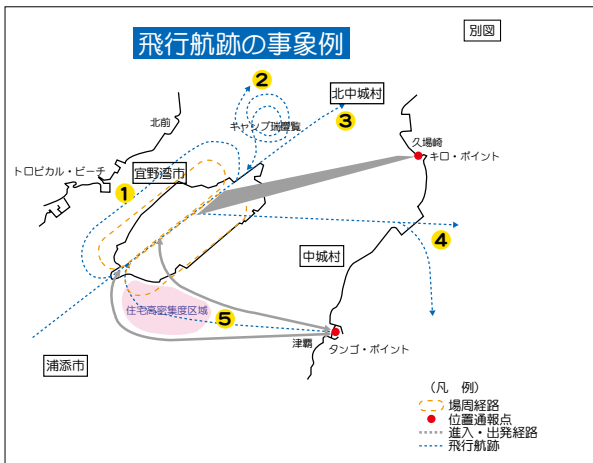
今回の調査結果を報告書と照らし合わせたとき、全般的には、米軍のヘリは報告書に記載された飛行経路を飛んでいることが見て取れますが、報告書記載の飛行経路との差異も見受けられたため、防衛省としては、米軍ヘリの飛行経路について改善すべき余地もあると考え、在日米軍に対して必要な申入れを行いました。

防衛省としては、日米両国で合意した普天間飛行場における安全対策が今後とも確実にとられるよう、米軍とも一層の連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えており、また、そのためにも、普天間飛行場における飛行状況調査については、継続して実施し、普天間飛行場周辺における飛行状況の客観的なデータの把握に努め、調査結果については適宜公表する予定です。

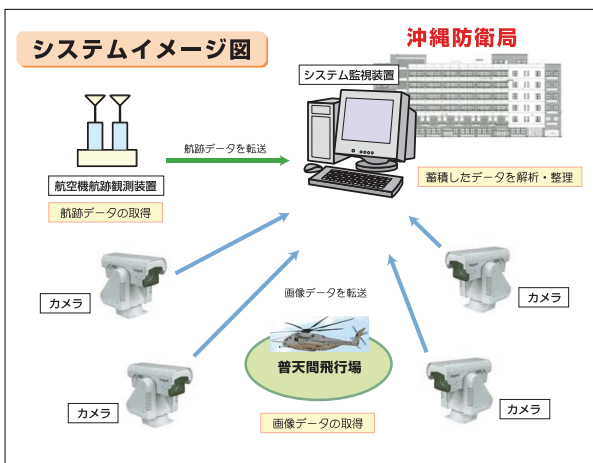
なお、公表した内容の詳細につきましては、沖縄防衛局ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

公表した飛行航跡の事象例



公表した調査結果（月別飛行航跡集約図）代表例



※ 航空機航跡観測装置を用い、地上レーダーの質問信号に対する航空機の応答信号を受信し、航空機の航跡等の解析が可能なデータを取得。

また、航空機の飛行状況及び機種を特定するため映像観測装置（カメラ）を設置。（普天間飛行場周辺4箇所に設置）

キャンプ桑江の原状回復について

平成15年3月末に返還されたキャンプ桑江北側部分（約38ha）については、当局が不要な建物及び工作物の撤去、土壌汚染調査及び処理等の原状回復措置を行い、平成16年9月末に地権者へ土地を引渡しました。

その後、北谷町の埋蔵文化財調査や土地区画整備事業において、複数回に亘り、油汚染土壌、燃料タンク、機銃弾等が発見されたため、その汚染土壌等の処理などについて、跡地利用への影響が最小限になるよう北谷町と緊密に調整しつつ、国の責任において措置してきたところです。

当局としては、基地返還後の跡地利用に影響を及ぼさないよう、今後とも原状回復措置について適切に取り組んでまいります。



特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の追加指定等について

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第9条に基づき交付している「特定防衛施設周辺整備調整交付金」については、平成21年11月の行政刷新会議において「用途をより自由にして、地域が自由に使いやすく

するということの効果をも高める」、「制度を大きく見直す」等の指摘を受けたことから、従来から対象となっている公共用施設の整備（いわゆるハード事業）に加え、関連市町村からの要望の強かった医療費の助成など、いわゆるソフト事業を交付金の対象事業とすることが可能となるよう法改正（平成23年4月施行）が行われました。

また、特定防衛施設の指定についても併せて見直しを行い、全国に約2千施設ある防衛施設のうち、既に特定防衛施設として指定されている防衛施設と比較しつつ周辺地域に及ぼす影響を検討した結果、特定防衛施設として指定することができる防衛施設を定める環境整備法施行令の一部改正等を行い、これに伴い、本年10月21日、沖縄県内においては新たに特定防衛施設として鳥島射撃場及び北部訓練場が、同関連市町村に久米島町、国頭村及び東村がそれぞれ指定され（今般の追加指定により、沖縄県内では、特定防衛施設が14施設、同関連市町村が18市町村となります。）、また、従来から特定防衛施設として指定されている普天間飛行場について、上記施行令の一部改正により新たに追加された「回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施される飛行場」として指定を行いました。

なお、平成23年度の交付額については、前年度と比較して増額となっています。各市町村別交付額（実施計画）は、防衛省HP（下記）に掲載されていますのでそちらをご覧ください。

当局では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付が、引き続きこれら防衛施設の周辺地域への影響を緩和する一助となればと考えております。

〈特定防衛施設及び同関連市町村一覧〉

特定防衛施設	特定防衛施設 関連市町村
嘉手納飛行場	沖縄市
	読谷村
	嘉手納町
	北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市
	恩納村
	宜野座村
	金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
鳥島射撃場	久米島町
久米島射撃場	久米島町
出砂島射撃場	渡名喜村
那覇港に所在する防衛施設	那覇市
金武中城港に所在する防衛施設	うるま市
嘉手納弾薬庫地区	沖縄市
	うるま市
	恩納村
	読谷村
普天間飛行場	嘉手納町
牧港補給地区	宜野湾市
北部訓練場	浦添市
	国頭村
キャンプ瑞慶覧	東村
	北谷町
	北中城村
14 施設	18 市町村

※ 赤字は、今回新たに追加された施設及び市町村

- 平成23年度特定防衛施設周辺整備調整交付金実施計画（1次交付）
<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/hojokin/h23shuden1/pdf/010.pdf>
- 平成23年度特定防衛施設周辺整備調整交付金実施計画（2次交付）
<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/hojokin/h23shuden5/pdf/003.pdf>

宜野湾市大謝名地区学習等供用施設が完成

宜野湾市大謝名地区に居住する住民の集会、学習、保育及び休養を目的として建設された「大謝名地区学習等供用施設」の落成記念式典・祝賀会が10月15日に挙行政され、多くの地元住民を始めとする関係者が出席し、施設の完成を祝いました。

当局は、本施設の整備に当たり、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づき普天間飛行場を離発着する米軍航空機等により生じる音響の障害の緩和に資するため、民生安定助成事業（防音助成）により、費用の一部を助成させていただきました。

式典において、米須清栄宜野湾市副市長から「防衛施設周辺民生安定施設整備事業の活用により大謝名地区学習等供用施設として完成する運びとなりました。サークル活動などを通して心のふれあう憩いの場として広く活用され、更には大謝名地域の地域共同体づくりの場として住民福祉の充実発展に大きく寄与することを、心から願っております。」と祝辞がありました。

当局としましては、本施設が有効に活用され活発な自治会活動が展開されることを願っており、今後とも防衛施設周辺にお住まいの皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の推進に取り組んでいきます。



施設の外観



利用の様子

防音対策課 花城繁正です。本施設の建設にあたり微力ながらお手伝いさせていただきました。広くて立派な集会室を含む本施設が完成したことで多くの方が有効に活用され自治会活動もこれまで以上に活発に行われることを期待しています。

南城市津波古にコミュニティ供用施設が完成



テープカットの様子

南城市津波古において、このほど完成した「津波古コミュニティ供用施設」の落成式が11月27日に挙行政され、津波古区民及び南城市の関係者を始め、多くの方々が出席し完成を祝いました。

本施設は、津波古区民のコミュニティの活動拠点、また伝統芸能の発展などを図ると共に災害時における緊急避難場所として、基地周辺の民生安定に寄与することを目的に防衛施設周辺民生安定施設整備事業（総事業費145,917千円、補助額60,690千円）により整備されたもので、400名が収容可能な集会室やステージを設け、伝統芸能の発表が可能な施設となっています。

式典において、瀬底区長から「憩いと生涯学習の場、津波古の伝統文化の拠点、子供たちがのびのび出来る空間、冠婚葬祭が出来る施設、各種団体の活動の拠点として十分なコミュニティ供用施設が完成いたしました。」との挨拶があり、また、「財政的補助につきましては沖縄防衛局に対し、心から感謝申し上げます。」との言葉を頂きました。さらには、古謝市長の祝辞の中でも、当局に対する労いの言葉を頂きました。

当局としては、区民の皆様方のコミュニティの活動拠点として大いに活用していただき、津波古区が元気になることを願っています。

周辺環境整備課 島袋全矢です。この4月から担当しているのですが、本事業のような建物の審査は初めてで不慣れなところがあり、また、本施設は太陽光発電システムを補助しているのですがその審査は初めてで、南城市の担当者にはご迷惑をおかけしたのですが、懇切丁寧な対応に助けられ無事に事業を終えることができたことに感謝しています。また、祝賀会で棒術や天人（あまんちゅ）などの伝統芸能を見せていただいたのですが、その伝統芸能がさらに発展することを願っています。

沖縄県周辺海域における制限水域について

沖縄県は、およそ北緯24度から28度、東経122度から132度に位置しており、距離にして南北約400km、東西約1,000km及ぶ広大な海域に散在する大小160の島々からなっています。これらの島々は、東側は太平洋、西側に中国大陸との間にある東シナ海に面しています。

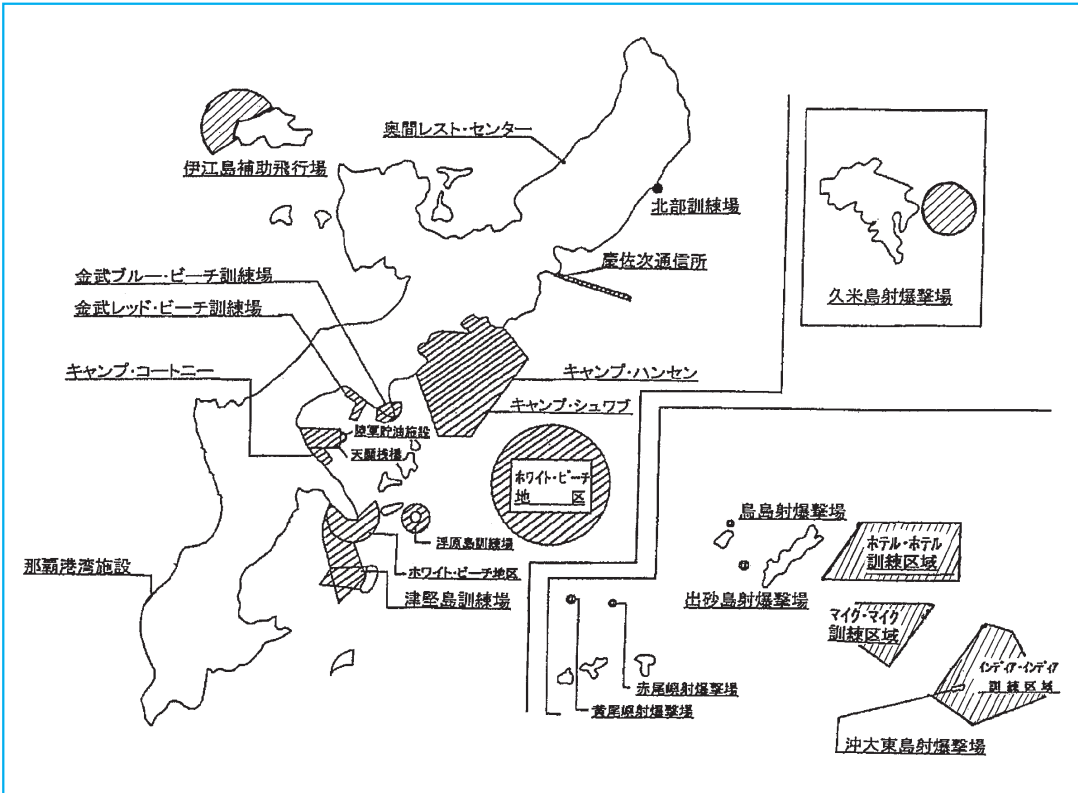
このような海に囲まれた地理的条件の中、県内には32の米軍施設（専用施設）が所在していますが、米軍が使用する施設及び区域は、陸上部分だけに限られる訳ではありません。

米軍が使用する陸域部分の施設及び区域の保安や、米軍の訓練などに使用するために、沖縄県周辺海域には、28の「水域」が設定されています。

これらの「水域」のうち、北部訓練場水域など24箇所については、米軍による訓練等のために、漁船の操業を制限又は禁止する区域として告示されています。

今回は、米軍による訓練等のために、漁船の操業が制限又は禁止される「制限水域」について、ご紹介します。

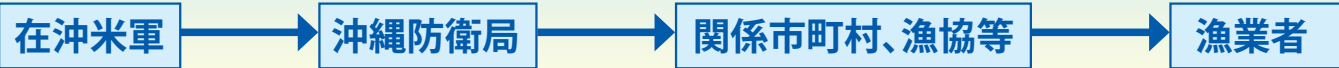
沖縄県周辺の制限水域（概略図）



沖縄県周辺海域の制限水域には、保安等の目的で常に漁業の操業等を制限する「常時制限水域」と、演習等の使用時のみに制限する「使用時制限水域」があり、「使用時制限水域」については、当局から演習通報を行っています。これらの制限水域の区域（緯度、経度）及び条件等は、内閣府の告示に掲載されています。

演習通報について

沖縄県内には、漁業に従事されている方が多数いるため、漁業の安全確保を維持することは、大切なことです。私たちは、米軍から「使用時制限水域」において訓練が実施される通知があれば、直ちに「演習通報」として、演習が行われる水域、日時及び演習内容について、第十一管区海上保安本部を始め関係市町村及び関係漁協等へ事前FAXでお知らせし、後日、速やかに公文書にて通知し、漁業者の方々の安全な操業を確保するよう努めております。



那覇防衛事務所だより

那覇防衛事務所は、平成20年4月、沖縄防衛局が那覇市から嘉手納町に移転する際、南部地域（4市4町6村）において、自衛隊施設や米軍施設の設置・運用等から生じる様々な問題について、迅速かつ的確に対応するため、また、関係行政機関や地域住民の相談窓口として、設置されました。

本年11月10日、自治会館において、「沖縄防衛局と南部市町村会との意見交換会」が行われました。



沖縄防衛局と南部市町村との意見交換会

この意見交換会は、平成21年10月に続き今回が2回目となりますが、まず、主催者を代表して、南部市町村会長の城間俊安南風原町長から、「本日は、防衛局の皆さん方が参加していただいたことに対し感謝申し上げます。今日のこの意見交換会が有意義な実のある交流に繋がるようにお願いします。」との挨拶がありました。その後、当局の森田企画部長から「新たな防衛計画の大綱及び中期防衛整備計画」並びに「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条（民生安定施設の助成）」について概要説明し、予め各市町村から提出された要望事項に対して、森田企画部長及び木村管理部長から説明を行いました。

その後の意見交換では、夜間ヘリの低空飛行による騒音問題や周辺対策事業等の諸施策について要望があり、これに対し、当局から「今後ともお話を伺った上で対応してまいります。」旨説明し、意見交換会を終了しました。

お知らせ

米軍基地での勤務を希望される方へ

駐留軍等労働者の事前募集受付中！

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！

HPアドレス：<http://www.lmo.go.jp> で検索できます。

応募資格：沖縄県在住の満18才以上の方

受付時間：インターネットは毎日24時間受付中

窓口応募：通年受付中（土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く）

受付時間：午前9時～午後4時30分

応募方法：インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効。

窓口応募の場合は、指定の応募用紙での応募が必要です。

応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。

受付窓口・お問い合わせ先：独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

管理課：嘉手納町字屋良1058番地1（道の駅「かでな」隣り） TEL (098) 921-5532



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室

メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp